号

地 「域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部

の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令

内閣 は、 地 域の自主性及び自立性を高 めるため の改革 の推進を図 るための関係法律 の整備に関する法律(

平成二十三年法律第三十七号)の一部の施行に伴い、 及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(公営住宅法施行令の一部改正)

第一条 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

(入居者資格)

第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。

2 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、 十五万八千円とする。

第八条第一項第一号中「第二十三条第二号イ」を「第二十三条第一号イ」に改め、 同項第二号中 第二

十三条第二号ロ」を「第二十三条第一号ロ」に改め、同項第三号を削り、 同条第二項の表中 「十五万八千

円を超え」を削る。

第十四条第二項を削る。

(道路法施行令の一部改正)

第二条 道 路 法 施 行令 (昭和二十七年政令第四百七十九号) の一部を次のように改正する。

第十 条の七第一 項第二号、 第十一条の 九第一 項第二号及び第十一条の十第 項第二号中 「幅員 が 0)

下に、、 国道にあつては」を、 「規定する幅員」の下に「、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの

規定に規定する幅員を参酌して法第三十条第三項の条例で定める幅員」 を加える。

第三十四条の二の三第二項第一号中 「道路構造令」 を「当該改築に係る道道又は道 の区域内の市町村道

に法第三十条第三項 の政令で定め る基準 -を適用. した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該

場合に道路構造令」 に、 「同令の」 を 同 「項に規定する」に、 「できる」を「できることとなる」に、

これ」を「これら」 に改め、 同項第三号中 車 道 を 「当該改築に係る道道又は道の区 一域内  $\mathcal{O}$ 市 町 村道に

法第三十条第三項の政令で定める基準を適用した場合に、 車道」に、 「要しない」を「要しないこととな

る」に改める。

道 !路整備事業に係る国の財 政上の特別措置に関する法律施行令の一 部改正)

第三条 道路整: 備 事 業 に 係る国 の財政上の 特別措置に関する法律施行令 (昭和三十四年政令第十七号)の一

部を次のように改正する。

第 条 第 項 第 号 中 同 令の」 を 同 「項に規定する」 に改 Ø Ź。

第二条第二 項中 並 び しに前 条第 項 第 一 号、 第二号、 第四 号」 を 少額改築、 特例 (舗装) 並 びに前条第

一項第二号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の 「少額改築」とは、 当該改築に係る都 道府県道等に道路法第三十条第三項の政令で定める基準

を適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路 構造令第三十八条第 項  $\mathcal{O}$ 

規定に、 より 同 項に 規定する規定による基準によらないことができることとなる改築で、 これらに 要する

費用の額が国土交通大臣が定めた額を超えないものをいう。

4 第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 特 例 舖 装 とは、 当該改 築に係る都道府県 道等 に道路法第三十条第三項の政令で定める基

準 -を適 用 した場合に、 車道  $\mathcal{O}$ 舗装につき道路構造令第二十三条第二項に規定する基準によることを要し

ないこととなる場合における当該道路の舗装をいう。

(下水道法施行令の一部改正)

第四条 下水道 法施行令 (昭 和三十四年政令第百四十七号) の一部を次のように改正する。

第三条中 「第四句 条第一 項」 の 下 に  $\neg$ (同条第六項に お V) て準用する場合を含む。)」 を加え、 「認可を

受けた」を削り、「第五条」を「第五条の二」に改める。

第四条 Ď 見出 し中 認 可 0) 申 請 を 協 議  $\mathcal{O}$ 申 出 に改 め、 同条中 「第四条第一項」 を 「第四条第二項

(同条第六項におい て準用する場合を含む。)」 に、 「認可を受けよう」を 「協議を申し出よう」に、

申請書に」 を 中 出書に」 に、 「変更を」を「変更の内容を」に改め、 「の各号」 を削り、 「国土交通大

臣 を 「都道府県知事 (都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他」に、 「都道府県知事)」 を

「国土交通大臣)」に改め、後段を削る。

第四条の二を次のように改める。

(国土交通大臣に協議する事業計画)

第四 条の二 法第四条第二項 (同条第六項において準用する場合を含む。) に規定する政令で定める事業

計 一画は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「

指定都市」という。) が設置する公共下水道の事業計画のうち、 次の各号のいずれにも該当しないもの

とする。

予定処理区域 (予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、 変更後の予定処理区域) の 面

積が百ヘクタール以下の公共下水道の事業計画

流 域下 水道 (雨水流 域下水道を除く。 に接続する公共下水道の事業計 画

第五条の二第二号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)

第三号又は第五号に

掲げる変更のみの変更に係る事業計画

第五条の二を削る。

第五条の 見出 し中 「認可」 を 協議等」 に改め、 同条中 「第四条第一 項」を 「第四条第六項」 に改め、

同条を第五条の二とする。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合)

第五条 法第四条第三項又は第五項 (これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。) に規定

する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

予定処理区域 の面積 が百ヘクター ル以下の公共下水道に係る協議又は届出 (予定処理区域の拡張に

る場合を除く。)を受けた場合

係る事業計

画

0

変更の

協

議又は届

出

にあつては、

変更後の予定処理区域の

面積が

百

ヘクタ

ĺ

ル

を超え

流 域下 水道 雨 水流 域下水道を除く。) に接続する公共下 水道に係る協 議又は届出を受け た場合

三 終末処理場  $\mathcal{O}$ 配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受け

た場合

第八条の二第一項中 「第二十四条の五第一項」を「第二十五条第一 項」に改める。

第十七 条の 厄  $\mathcal{O}$ 見出 し中 認認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 を 協 議 の申 <u>Ё</u> に改め、 同 条中 「第二十五条の三 一第 項 同

条第四 項」 を 第二十五条の三第二項 同 条第七 項」 に、 「認可を受けよう」 を 協 議 を申 L 出 よう」に

申 請 を 申 出 書」に、 「変更を」を「変更の内容を」に改め、 「国土交通大臣」 の下 に (次条

に規定する事業計 画にあつては、 都道府県知事)」 を加え、 後段を削り、 同条第一号中「第十七条の六第

七号」を「第十七条の七第七号」に改める。

第十七条の九を第十七条の十とし、第十七条の八を第十七条の九とし、第十七条の七を第十七条の八と

する。

第十七条の六の見出し中 「認可」を 「協議等」 に改め、 同条中 「第二十五条の三第四項」を 「第二十五

条の三第七項」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の五の見出し中「こと」を「こと等」に改め、

同条中

「第二十五条の三第四項」を

「第二十五

条の三第七項」に、 「同条第三項」を「同条第四項又は第六項」に、 「認可をしようとする」を「協議又

は届出を受けた」に改め、同条を第十七条の六とする。

第十七条の四の次に次の一条を加える。

(都道府県知事に協議する事業計画)

第十七条の五 法第二十五条の三第二項 (同条第七項において準用する場合を含む。 に規定する政令で

定める事業計画は、次に掲げるものとする。

- 一 指定都市以外の市町村が設置する流域下水道の事業計画
- 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、 第十七条の七第一号から第三号まで及び第四号

(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。) に掲げる変更のみの変更に係る事業計 画

第二十四条の三第一 項第二号を削 り、 同 項第一 号 中 「都道府県以外の地方公共団体」 を 「指定都市」 に

改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

都 道 府県及び 指 定都 市 以 外  $\mathcal{O}$ 地 方 公共団 体 が ·管理· す る公共下 ·水道

第二十

匹

の三第

項第三

一号を同

項

第四号とし、

同号

 $\mathcal{O}$ 

前

に

次

の 一

号を加える。

 $\equiv$ 都 道 府県及び指定都 市 以外の 地方公共団体が管理する流域下 ·水道

第二十四条の四第 項中 「法第四条第一 項の認 可又は」 を削る。

第二十五条を削り、第二十四条の五を第二十五条とする。

附則中: 第二項を削 り、 第三項を第二項とし、 第四 項を第三項とし、 第五項を第四項とする。

附 則 第 六 項 中 附 則第四 項」 を 附 則第三項」 に改め、 同 項を附 三則第一 五. 項とする。

附 則 第 七 項 中 附 則 第四 項」 を 附 則 第三項」 に改 め、 同 項 を 附 則 第 六項とする。

附 則中: 第八項を第七 項とし、 第九項 から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

(住宅地区改良法施行令の一部改正)

第五条 住宅地区改良法施行令(昭和三十五年政令第百二十八号) の一部を次のように改正する。

第十二条後段を次のように改める。

この場合にお 7 て、 公営住宅法施行 令 (昭 和二十六年政令第二百四十号) 第六条第一 項 中 「二十五万

九 千円」 とあ る  $\overline{\mathcal{O}}$ は 十五 万八千円」 と、 同 条第二項中 十五 万八千円」 とあ る 0 は 十 万四千円」

と読み替えるものとする。

第十三条の二第一 項中「及び第二項の表第二種公営住宅の項」を削り、 「公営住宅法の一部を改正す

る法律 (平成八年法律第五十五号)」を 「 地 域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推 進を図るた

 $\Diamond$  $\stackrel{\widehat{\mathcal{O}}}{}$ 関 係法 律 上の整備 に 関する法律 (平成二十三年法律第三十七号) 第三十二条の規定」 に、 第二十三条

第二号イ」 を 「第二十三条第一号イ」に、 「十三万九千円」を 十五 万八千円」 に、 同号 を 同 号

口 に 改 め、 <u>+</u> 万四千円」 0) 下に 「を参酌して十五 万八千円以 万で施 行者が · 条例 で定め る 金 額 を加

え、 同 表 第 二種公営住宅 0) 項中」 を 同 条第二 項 0) 表 第二種 公営住宅  $\mathcal{O}$ 項中 一 十 一 万五千日 円 とあ るの

は 地 域  $\mathcal{O}$ 自 1主性 及び自立性 を高めるための改革 の推進を図るため 0 関 係法律 - の整備 12 関する法律第三十

二条の規定による改正後の法第二十三条第一号イに掲げる場合にあつては十五 万八千円以下で施行者が条

例で定める金額、 同号ロに掲げる場合にあつては十一万四千円を参酌して十五万八千円以下で施行者が条

例で定める金額」と、」に改める。

(河川法施行令の一部改正)

第六条 河 Ш 法 施 行 令 (昭 和 四十年政令第十四号) の一部を次のように改正する。

第五 一十六条中 「第七 十九条第二 項第三号及び第四号」 を 「第七十 九条第二項」 に改める。

(交通安全施設等整備事業 の推進に関する法律施行令の一 部改正

第七条 交通安全施設等整備 事業の推進に関する法律施行令 (昭和四十一年政令第百三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一 条第二項第一号中 「同令の」 を 同 「項に規定する」に、 「もの」を 般国道 の改築又は道 路法

昭 和二十七 年法律第百八十号)第三十条第三項  $\mathcal{O}$ 政令で定める基準を適用した場合に同令第三十八 条第二

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に より 同 項 E .規定する規定による基準によらないことができることとなる都道府県道若しく は 市

町 村 道 の改築 (次号において 「都道府県道等交通安全小区間改築」という。)」 に改め、 同項第二 号中「

拡幅で」 を 「拡幅 こに、 「同令の」を 「同項に規定する」に、 「もの」を「一般国道の改築又は都道府

県道等交通安全小区間改築に限る。)」 に改め、 同条第三項中「(昭和二十七年法律第百八十号)」 を削

る。

(道路構造令の一部改正)

第

条 中

道

路

 $\bigcirc$ 

を

「高

速

自

動

車国

道

及び

般国

道

(I)

に改

め、

般

的

技術

的基準」

の 下 に

( 都

第八条 道 路 構 造 令 (昭 和四 十五年政令第三百二十号)の一部を次のように改正する。

道 府県道及び 市 町 村道の構 造 の 一 般的 技術的基準にあつては、 道路法 (以下「法」という。) 第三十条第

項第一号、 第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。 並びに道路管理者である地方公共団

体の条例で 都道府県道及び市 町 村道 の構造の の技 術 的基準 (同 項第 一号、 第三号及び第十二号に掲げる事項

に係るも 0) を除く。 を定めるに当たつて参酌すべ き一般的 i 技術的: [基準] を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

(高 速 自 動 車 国道 及び 般 玉 道  $\mathcal{O}$ 構 造 ... の \_\_\_ 般 的 技術的 基 準

第三条の二 高 速自 動 車 国 道 又は 般国 道を新設 し、 又は改築する場合におけるこれらの道路の構造 の 一

般的技術的基準は、 次条から第四十条までに定めるところによる。

第五条第一項ただし書中「又は第四種第四級」を削り、 同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、

及び第四 種第四級」 を削り、 「あたり」 を 「当たり」に改 め、 同条第五項中「又は第四 種第四級」 を削 り

、同項ただし書中「きわめて」を「極めて」に改める。

第九条第一項中「(第四級を除く。)」を削る。

第十条の二第三項ただし書中「又は第四種第四級」を削

第十一条第一項中 「(第四級を除く。)」 及び「若しくは第四種第四級」を削り、 同条第二項及び第四

る。

項ただし書中「又は第四種第四級」を削る。

第十二条第一図中「又は第四種第四級」を削る。

第十三条第一項の表第四種の項を次のように改める。

	五〇、四〇又は三〇	級	=	第			
1110	六〇、五〇又は四〇	級	1	第	種	四	第
五〇又は四〇	六〇	級	<u> </u>	第			

第三十一条の二中「第四種第四級の道路又は」を削る。

第三十七条中「若しくは」を「又は」に改め、 「又は都道府県道の区域を変更し、 当該変更に係る部分

を市町村道とする計 画 .がある場合」 を削り、 同条に後段として次のように加える。

この場合にお į١ て、 第五 条第 項ただし書及び 第五 項、 第十条の二第三項ただし書、 第十一条第四項

ただし書 並 びに第十二条中 「第三種 第 五. 級 とあ るの は 「第三 種 第 五. 級 又は 第四 種 第 兀 級 と 第 五 条

لح

第三項・

中

「及び第三

種

第

五.

級

とあ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

並

びに第三

種

第

五

級

及び

第四

種 第

匹

級

٢,

第

九条第

項

及び第十一条第一項中 「第四種」 とあるのは 「第四 種 (第四級を除く。)」と、 同項中「第三 一種の」

あるのは 「第三種若しくは第四 |種第四 級の」と、 同条第二項中 「第三種」とあるのは 「第三種又は第四

種第四日 級 と 第十三条第一項中 一 上 欄に掲げる値」とあるの は 「上欄に掲げる値 (当該道 路 が 第 匹 種

第四 級 0 道 路 である場合に あつては、 時 間 に つき四 十 丰 口 メ ŀ ル、三十キロ メ ] 1 ル又は二十 キ 口

メ ĺ ル)」と、 第三十一条の二中「主として」 とある  $\overline{\mathcal{O}}$ は 「第四 種第 匹 級  $\mathcal{O}$ 道路 又は主として」と読

み替えるものとする。

本則に次の一 条を加える。

、都道府県道及び市町村道 の構造の一般的技術的基準等)

第四 十一条 都道府県道又は市町村道を新設し、 又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一 般的

第十二号に掲 技 術 的 基準につい げ る事 ては、 ず項に係る 第四 る部に 条、 分に限る。)、 第十二条、 第三十五条第二項、 第三十 九条第四 |項並 第三項及び第四項 び に前条第三項  $\mathcal{O}$ (法第三十条第 規定を準 用する。 一項

この 場 合に お 1 て、 第十二条中 「第三 |種第五| 級 とあ る  $\mathcal{O}$ は、 第三 種 第五 級 又は 第 兀 種 第 匝 級 と 読

み替えるものとする。

+

・四条まで、第三十五条第一項及び第四

項

(法第三十条第一

項第十二号に掲げる事項に係る部分を除

2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、 第五条から第十一条の四まで、 第十三条から第三

第三十六条から第三十八条まで、 第三十九条第 項 から第三項まで、 第五項及び第六 項並 びに前

条第 項、 第二項、 第四 項 及び 第 五. 項  $\mathcal{O}$ 規定 を準用する。 この場合に お V > て、 第五 一条第一 項ただ し書及

び 第 五. 項、 第十条 の二第三 項ただし 書 並 び に第十 条第 匹 頂ただ L 書中 「第三 種 第 五. 級 とあ る  $\mathcal{O}$ は

第三 種 第五 級 又 は 第四 種 第 匹 級 と、 第 五. 一条第三 項中 及び 第三 種 第 五. 級 とあ る  $\mathcal{O}$ は 並 び に 第 三種

第五 級及び 第四 種 第四 級 と 第九条第一 項及び第十 一条第一 項中 「第四 種\_\_ とあるのは 「第四 種 (第

兀 級を除く。 ۲, 同項中 「第三種 <u>の</u> とあるのは 「第三種若しくは第四 種第四級 **の** と、 同 条第二

項 中 る は 口 0 都 メ 「 第 Î 道 は 「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、 匹 1 府 Ē 県道 ル、 種 第 欄に掲げる値 三十 又は 几 級 丰 市  $\mathcal{O}$ 道路 町 口 ·村道」 メ 又は主として」と、 (当該道路が 1 とあ ル又は二十キ り、 第四 及び 種 口 他 メ 第三十七条中 第四級の道路である場合にあつては、 ] 0 道 1 ) 路 」 ル)」と、 とある 第十三条第一項中 第三十一条の二中 般国 0 は 道 市 とあ 町 '村道」 る  $\mathcal{O}$ 「上欄に掲げる値」 ۲, は 「主として」 時間 都道 当 該 府 に [県道] 部分」 つき四 とあ とあ とあ るの 十キ

(河川管理施設等構造令の一部改正)

る

<u>,</u>

は

「当該

都

道

府県道」

と読み替えるものとする。

第 九条 河 Ш 管理 施設等構造令 (昭 和 五. 十一年政令第百九十九号) の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

準 甪 河 Ш に 設 け る 河 Ш 管 理 施 設等 Ò 構造 に つ 1 、 て 市 町 村 が · 参 動すべ き基

第七 カン ら第七 十 七 条 十 -四条ま 法第 百 で及び 条第 前 項 条の E お 規定を準用 1 て準 用する法第 する。 この場 十三条 **愛合にお** 第二 項 いて、  $\mathcal{O}$ 政令 で定め 第二条第四号及び第 る基準 に つい 八号中 て は、 第二条 河 Ш

整 備 基本方針に従つて、 過去」 とあるのは 「過去」と、 同条第五号中 河河 川整備基本方針に従つて、 泂

川管理者」とあるのは 「河川管理者」と、 同条第七号中「河川整備基本方針に従つて、 計画高水流量」

とあるのは 「計画高水流量」 と、 同条第十号中 「河川整備基本方針に定められた」 とある  $\mathcal{O}$ は 河 .]] 管

理者 が定め た」と、 第七十三条第四号中 「国土交通大臣」 とあるの は 市 町村長」 と読み替えるも のと

する。

(景観法施行令の一部改正)

第十条 景観法施行令 (平成十六年政令第三百九十八号) の一部を次のように改正する。

「埠頭保安規程」を「埠頭保安規程」に改め、

同条第十三号中「認可に係る」を削る。

第二十条第六号イ中 「命令」 の下に「及び条例」 を加え、 同号イ(1)中 「第四十五条第二項」の下に 及

び第三項」を加える。

第六条第九号中

第二十五条第二号イ中 「命令」 の 下 に 「及び条例」 を加え、 同号イ(1)中 「第四十五条第二項」 の 下 に

及び第三項」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(公営住宅法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 地 域  $\widehat{\mathcal{O}}$ 自主性及び自立性を高 めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 以

住宅地 区 . 改 良法 (昭和三十五年法律第八十四号) 第二十九条第一項に お いて準見 用する第一次一括法第三

下

第

次一

括法」

という。)第三十二条の規

定の

施行の

日

カュ

ら起算

L

て一年を超えな

い期

間内に

お

1

7

十二条の規定による改正後の公営住宅法 (昭和二十六年法律第百九十三号。 以 下 「新公営住宅法」という

第二十三条第一号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、 改良住宅 (住宅地区改良法第

二条第六項に規定する改良住宅をいう。 附則第五条において同じ。)の入居者の資格については、 住宅地

区改良法第二十九条第一項に おいて準用する新公営住宅法第二十三条の規定に かか わらず、 なお 従 前 の例

による。 この場 **湯合**に おいて、 住宅 地区改良法第二十九条第 一項に お 1 ,て準 用する第一 次一括法第三十二条

 $\mathcal{O}$ 規定による改正前の公営住宅法第二十三条中 「次の各号 (老人、 身体障害者その他 の特に居住の 安定を

図る必要がある者として政令で定める者(次条第二項において「老人等」という。)にあつては、 第二号

及び第三号)」とあるのは、「第二号及び第三号」とする。

第三条 定によ 推 は、 街区 進 を 第二十三条第一 同  $\mathcal{O}$ いりな 号中 整 図るた 第一次一括法第三十二条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、 備 お  $\mathcal{O}$ 「公営 従前 8 促 進  $\mathcal{O}$ 住 0 関 に ?係法律 関 号口 例によることとされる場合における同法第三十二条の規定による改正前 宅法第二十三条各号」 はする法語 の 規  $\mathcal{O}$ 整備 律 定に基づく 平 に 成 関する法律 九 年法律 、条例が とあ る 制 第四十九号)第二十条第 (平成二十三年法律第三十七号) *O* 定施行されるま は、 地 域 の自 での 1主性1 間 におけ 及 項 第 Ű 自 る密 立 号 附則第十四 性 集市 を  $\mathcal{O}$ 高 規 定 街 8 地 る  $\mathcal{O}$ 条 の公営住宅法 た 適 に 第三 お 8) 用 け 新 に  $\mathcal{O}$ 公営住 項 る 改 つ いて  $\mathcal{O}$ 革 防 規 災  $\mathcal{O}$ 

第四 図るための 号中 滑 宅法第二十三条第一 りなお従前 化 条 等に 「公営住 第一次一 関する法律 関係法律 の例によることとされる場合における同法第三十二条の規定による改正前 . 宅法第二十三条各号」 括法 - の整備 号 第三十二条の (平成· 口 0) + 規 に関する法律 定に 兀 年 規定 法律 基づく条例 とあるのは、 0 第七十八号) 施行 (平成二十三年法律第三十七号) が  $\mathcal{O}$ 制 日 定施 から起算して一年を超えない 第百 地 域 行 0 十八条第 されるま 自主性 及び で 項  $\mathcal{O}$ 自立 第 間 に 附 性 号 お を高 Ď け 則第十四条第三項 Ź 期間内に 規 8 定 7 ン る  $\mathcal{O}$ ため の公営住宅法第二十 適 シ 用 おいて、 彐 0) に ン 改 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 革 建 1 規定 替 新 て  $\mathcal{O}$ 公営住 は え 推 によ 進  $\mathcal{O}$ 円 を 同

第二十三条第二号及び第三号」とする。

三条第二号及び第三号」とする。

第五 条 第一 次 括法第三十二条の 規 定 0 施 行 の 日 前に公営住宅 (公営住宅法第二条第二号に規定する公営

住宅をい う。 以下この条に お いて 同 ľ ) 又は<sub>1</sub> 改 良住宅 0 入居者  $\mathcal{O}$ 公募がる 開 始され、 か つ、 同 日 以 後 に入

居者  $\mathcal{O}$ 決 定がされることとなる場 %合にお ける当該 公募に応じて入居  $\overline{\mathcal{O}}$ 申込みをした者 に 係 る公営 住 宅 又は

改 良住 宅 0) 入居者 の資格に つ ١ ر ては、 新公営住宅法第二十三条 (住宅地 区改良法第二十 九 条第 項 12 お 1

て準 用する場合を含む。)及び第一次一 括法附則第十四条第三項並 び に附則第二条の規定に か か わ らず、

なお 従 前 の例による。 新公営住宅法第二十二条第 一項 (住宅地区改良法第二十九条第 項に お 1 て 準 用す

る場合を含む。 に 規定する事 曲 が ある場合に お γ) 、 て 同 日 前に公営住宅 又は改良住宅  $\mathcal{O}$ 入 居  $\mathcal{O}$ 申 込 4 が さ

れ、 か つ、 同 日 以 後に 入居者  $\mathcal{O}$ 決定が、 されることとなるときにお け る当該 公営住宅又は 改良住 宅  $\mathcal{O}$ 入 居  $\mathcal{O}$ 

申 込みをし た者に係 る公営住 宅又は改 良住宅の 入居者 の資格に つい ても、 同 |様とする

(河川法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第一 次 括法第三十六条の 規定 0 施行の日 から起算して一年を超えない 期間内において、 同 条 の規

定による改正後 の河川 法 (昭 和三十九年法律第百六十七号) 第百条第一項にお いて準用する同法第十三条

第七 存す 着 に L 手 な お す Ś 項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、 十七条の を含む。 1 1 場合に て同 る 河 に Ш 管理施品 · 至 ľ ら 規定により準 お が な いては、 又は 設等 第 1 許 現に 次 可 河 当該 工 用 括 作 工 Ш 法 管理 事 河 する同令第二条から第七十 物 ፲ 中 附 (同 管 施 則  $\mathcal{O}$ 設等 第 項 泂 理施設等につい +  $\mathcal{O}$ Ш 管 八 許 構造令第七十三条に規定する河 条 理施 可 を受け Ò 設等 規 定に ては、 、て設置・ (既に より 应 これら 当該 され 条まで及び第七 河 第一次一括法第三十六条の規定の施行の際 ፲ 法 る工 条 の規定は、 例 第二十六条第 作 で 定 物 川 管  $\Diamond$ を 十六条の規定による基 る 7 う。 技 理 適用しない。 施 術 項 設等 以 下 的 基  $\mathcal{O}$ 準 許 をいう。  $\mathcal{O}$ 可 とみなされ を受け、 条 ただし、 12 以下こ お 準 1 工 に る 工 て 現に 事 適 事  $\mathcal{O}$ 同 同 合 に 条 令  $\mathcal{O}$ U

この 限 り で な 着

手

許

可

工

作

物

に

あって

は、

河

Ш

法第二十六条第

一項

0

許

可

が

第

次一

括法第三十

- 六条

 $\mathcal{O}$ 

規

定

 $\mathcal{O}$ 

施

行

 $\mathcal{O}$ 

後

で

あ

る

改

築

災

害復

旧

又

は

応

急措置として

行わ

れ

るも

0

を除く。

に係

いる河川

管

理

施設等については

地 方自 治 法 施 行令  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第七 条 地 方自 一下水道法施行令 1治法施2 行令 昭 (昭和三十四 和二十二年政令第十六号) 年政令第百四十七 (T) 号) \_**-**部を次のように改正する。 の項を削

る。

别

表第

(奄 美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正

第八条 奄美群島振興開発特 別措置法施行令 (昭 和二十九年政令第二百三十九号) の一部を次のように改正

する。

び び 同 定する少 規定する少 第二号及び第五号並びに第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗 並 に 財 項 び 别 (県道 表第 政 に 特 に、 財 の (二) 中 別措置法施行令第一条第一 政 額改築及び 特 道 路 額改築若 第 別措! の項県道 「 第 一 条第 置 L 法施行令第 同 くは 条第 条第 項各号の の (一) 中 兀 同 条第 項 第 項に <del>-</del> 条 第 1 規 兀 ずれ 号、 項各号のいずれか」を 定す 項 の及び財 E ^る特例 規定する 項第 か 第二号又は第四号」 を 五 政特別措置法施行令第一 、る特例 舗 号及び同令 第 装 条第 に 舗 装 改 第二 め、  $\bigcup$ に改 を 項 一条第四 並びに 第二号及び第 同 「 第 一 め、 項 市 条第一 町 財政特別措置法施行令第一条第一項 条第一項各号の 同 項に規定する特 村道 項 市 。 (三) 中 項第二号又は第二条第三 五. 町 号 並 村道 の (二) 中 び 「 第 に 例 7 ずれ 第二 舗装 条第一項第二号 「 及 び 」 一条第三 装 か に、 を に改め、 を 項 t  $\bigcup$ 一項に に規 並 及  $\mathcal{O}$ 

(後進 地域域 の開 発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一 部改正

項第二号又は第二条第四項に規定する特例

舗

装

に改める。

又は第四号」

を

「 第 一

条第

第九条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令(昭和三十六年政

令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第一 条第一 号チ中 「 及 び 」 を (都道· 府県道又は市町村道に関する事業にあつては、 同 項第二号及び第

五号に掲 げるも  $\mathcal{O}$ 並 び に同令第二条第三項に規定する少 額 改築及び 同 条第四 項に規定す る特 例 (舗装) 及び

に、 第三条第三 一項又は 第 匹 [項] を 「第三条第四 項又は第五項」 に改める。

(車両制限令の一部改正)

第十条 車 両 制限 令 (昭和三十六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第 項 中 「限る。 の下に「を参酌して法第三十条第三項の条例で定める基準」 を加え、 

えない」を「超えない」に改める。

成成 田 玉 際 空港 周 辺 整 備  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 玉 0 財 政 上 の特別措置に 関する法 1律施行 令 . D 部 改正

第十一条 成 田 玉 際空 港周 辺整: 備  $\mathcal{O}$ ため 0) 玉 0 財 政 上の特 別 措置 に 関する法律 ·施行令 (昭和四十五年政令第

二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中 「道路構造令」 を 「当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を

適用した場合に当該基準に適合しないこととなる改築又は当該場合に道路構造令」に、 「同令の」を「同

項に規定する」に、 「できる」を「できることとなる」に、 「これ」を「これら」に改 め、 同 条第三号中

「車道」 を 「当該改築に係る道路に道路法第三十条第三項の政令で定める基準を適用 した場合に、 車道」

に、「要しない」を「要しないこととなる」に改める。

(水源地域対策特別措置法施行令の一部改正)

第十二条 水源地域対策特別措 置法施行令 (昭和四十九年政令第二十七号) の一部を次のように改正する。

第四条第五項中 「第一条第一項各号(第三号を除く。) に掲げるもの」を 「第一条第一項第二号及び第

五号に掲げるもの並 びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装」 に改

める。

明 日 香 村 12 お ける歴史的 風 土の 保存及び生活 .環境  $\mathcal{O}$ 整備 等に関する特別措置法施 行令 0 部 改正

第十三条 明 日 香村 に おける歴 定的 風 土の 保存及び 生活環境  $\mathcal{O}$ 整備 等 に関する特別措置 法 位施行令 ( 昭 和 五. +

五年政令第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一 号 中 「掲げる事業」 の下に「(県道又は村道に関する事業にあつては、 同項第二号及び第五

号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特例舗装) を加

える。

第五 条第二号中 「第一条第一項第 一号、 第二号、 第四号及び第五号に掲げ えるも  $\bigcirc$ を 第 条 第 項 第

一号及び第五 一号に · 掲 げ るも  $\mathcal{O}$ 並 び に 同 令第二条第三 一項に規・ 定する少額改築及 び 同 条第四 頃に規 定す る特 例

舗装」に改める。

行 政改革を 推進するため当面講ずべき措置の一環として 0 国 一の補 助金等の 縮減その 他の 臨 時 の特例措 置

に 関 合する法律に基づく特定地 域に係る国 (T) 負担、 補 助等 0 、特例に記 関す っる 政令 . D 部 改 正

第十四 条 行政 改革 -を推 進する ため当 面 講ずべ き措 置 の <u>ー</u> 環として  $\mathcal{O}$ 国  $\mathcal{O}$ 補 助 金 等  $\mathcal{O}$ 縮 減 その 他  $\mathcal{O}$ 臨 時 の特

例 措 置 に 関 す る法律に基づく 、特定地 域 に 係 r る 国 0 負 担、 補 助 等 の特 例 に関 する政令 (昭 和 五. 十七 年 -政令第

五十号)の一部を次のように改正する。

第十条第十三号中「附則第五項」を「附則第四項」に改める。

北 方領土問 題等  $\dot{O}$ 解 決の 促 進  $\mathcal{O}$ ため  $\mathcal{O}$ 特 別措置 に関する法 律 施 行令の 部 改正)

第十五条 北方領土問 題等の解決の促進 0) ための特別措置に関する法律施行令 (昭和六十一年政令第二百五

十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「掲げる事業」の下に「(道道又は道の区域内の市町道に関する事業にあつては、 同項

第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第三項に規定する少額改築及び同条第四項に規定する特

例舗装)」を加える。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

第十六条 都市 再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中 「幅員が」の下に「、 国道にあっては」を、 「規定する幅員」の下に「、 都道府県道

又は市町村道にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第三十条第三項の条例で定める幅

員」を加える。